

平成 23 年度

公立大学法人山形県立米沢女子短期大学

年 度 計 画

平成 23 年 3 月

公立大学法人山形県立米沢女子短期大学

目 次

第 1	年度計画の期間	1
第 2	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	教育に関する目標を達成するための措置	
(1)	教育の成果	1
(2)	教育内容の改善	1
(3)	教育の実施体制の充実	4
(4)	学生の確保	4
(5)	学生支援の充実	5
2	研究に関する目標を達成するための措置	
(1)	研究水準の向上及び研究の成果の発信	6
(2)	研究の実施体制の整備	7
3	地域貢献に関する目標を達成するための措置	
(1)	地域貢献の推進に関する具体的方策	7
(2)	国際交流、国際化の推進に関する具体的方策	7
第 3	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	8
2	教育研究組織の改善に関する目標を達成するための措置	8
3	人事の適正化に関する目標を達成するための措置	
(1)	人材の確保	8
(2)	業績評価制度の構築	8
4	事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	9
第 4	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	
(1)	外部研究資金の獲得	9
(2)	その他自己収入の確保	9
2	経費の効率化に関する目標を達成するための措置	9
3	資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	9

第 5	自己点検、評価及び情報の提供等に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	評価の充実に関する目標を達成するための措置	10
2	情報公開の推進に関する目標を達成するための措置	10
第 6	その他の業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
1	安全管理に関する目標を達成するための措置	10
第 7	予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画	
1	予算	10
2	収支計画	11
3	資金計画	11
第 8	短期借入金の限度額	
1	短期借入金の限度額	12
2	想定される理由	12
第 9	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	12
第 10	剰余金の使途	12
第 11	山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める業務運営に関する事項	
1	施設及び設備に関する計画	12
2	人事に関する計画	12
3	積立金の使途	12
4	その他法人の業務運営に関し必要な事項	12

第1 年度計画の期間

年度計画の期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間とする。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果

- ・ 国語国文学科では、少人数教育をさらに充実させ、学生一人一人に対応した濃やかな教育の徹底を目指して演習を重視し、1年次は年度初めに、2年次は前年度の終わりに、学生個人の志向に応じた演習の振り分けを行うことにより、1年次の基礎演習と2年次の応用演習の関連性を活かした学習の定着を図る。
- ・ 英語英文学科では、少人数教育を充実させ各学生からの需要に対応した教育を目指し、23年度新カリキュラムにおける1年次後期の基礎演習と2年次の演習で細やかな指導を充実させ学習の定着を図る。
- ・ 日本史学科では、幅広い知識を身につけさせるとともに資料の読解力の向上とコミュニケーション能力の育成を図るため、専門科目「思想史」の新設や、史学実習の内容及び講師の見直しを行い、さらには学外実習の際の学生の移動手段を確保し、実習のさらなる充実を図る。
- ・ 社会情報学科では、課題探求能力とコミュニケーション能力を持った学生の育成をめざし、1年次では「経済と経営分析」「人間社会と心理」および「メディア表現と情報」の3つの分野を幅広く学習しそれら専門教育を組み合わせることにより、2年次においては学生各自の志向に応じてより専門分野に特化した学習を進めることにより、幅広い情報活用能力の育成に努める。
- ・ 健康栄養学科では、現場（栄養士・栄養教諭・食品関係）に対応した応用力を発揮できる実践力を育成するため、①栄養士養成としてさらなる調理技術の向上と、ヒトの形体とも関わり深いエネルギー収支バランスの学習、②栄養教諭養成として教育現場での体験の充実と教育技術の向上、③食品関係として微量サンプル中の機能成分の定量的測定技術と高度な衛生管理技術の習得を目指すなど、実習科目の内容をより充実させる。
- ・ 大学での学習意欲を高めることを目的とした「教養ゼミ」の効果を再検証するとともに、入学後の教育効果をより高めるための教育方法を各学科における指導方法の中で検討する。

(2) 教育内容の改善

① 教育課程

- ・ 国語国文学科では、国文学・国語学・漢文学の3つの分野に分かれたカリキュラムを基幹とし、国文学と連携しうる科目として21年度に新設した「伝統文化論」「山形の文学」「書誌学」と23年度に新設する「東洋思想」を含めて履修状況等を点検し、さらなる科目の創設が必要か検討を行い、また、前・後期のオリエンテーション期間に学生一人一人にきめの細かい履修指導を行うことにより、教育実践の高度化を目指す。
- ・ 英語英文学科では、国際化に対応できる教養と英語コミュニケーション能力の向上を図るため、少人数教育を継続し、目標に対応させた新カリキュラムの円滑な実行を図る。
- ・ 日本史学科では、時代ごとに設定されているゼミの機能を充実させ、少人数教育を生かしたゼミの内容と指導方法を実施することにより、学生の課題探求能力を高めるなど、教育内容の改善に努める。
- ・ 社会情報学科では、急速に変化する現代の高度情報社会により対応したカリキュラムの検討を目指し、地元自治体、関係諸団体、民間企業、NPOなどと連携し、学生と地域とが協働して活動できるフィールド(場)を確保し、学生参加型実学・実践教育を推進することにより、カリキュラム内容を、地域社会あるいは社会全体との接点を強化する方向で検討する。
- ・ 健康栄養学科では、栄養士資格取得に必要なカリキュラムの内容を更に充実させるとともに、食育への視点をより重視するため、①身体活動量の実践的測定技術から運動に伴う消費エネルギー量とともに摂取するエネルギー量にも着眼した、エネルギーの収支バランスについての学習、②実践的調理技術向上のため実践者である外部講師による調理実習の実施、③市販の加工食品を企業と同水準で分析し添加物等の現状を把握するなど、現場(栄養士・栄養教諭・食品関係)に対応した実践的授業の展開を図る。
- ・ 教養科目と専門科目との連携について、各学科ごとに進めている改善策を「自己評価改善・SDFD委員会」において整理する。
- ・ 完全 Semester 制度及びオムニバス授業の導入に関する全教員に対する要望及び必要性についての意見集約(アンケート等)内容を検討のうえ実施する。
- ・ 少人数教育に対応できる科目の増加に向け、各学科を通じ授業内容の点検と受講者数の確認を行い、対応可能な科目を検討し絞り込みを行う。

②教育方法

- ・ 国語国文学科では、学生の自己発見能力の向上を目指し、1年次のゼミは入学選抜別に学生希望を加味した振り分けを、2年次のゼミは卒業

- 研究の意向調査の結果を踏まえた振り分けを行い、学生の関心分野別のゼミ編成と学生主導のゼミ運営の充実を図り、1年次に習熟度別、2年次に専門的研究別のゼミ編成を行うことにより、学生個別の知的好奇心を満たす科目履修も進めさせ、2年間の在学期間の充実をサポートする。
- 英語英文学科では、少人数教育の学生の学習能力向上を目指し、「基礎英語表現」「発展英語表現」「演習」でバランスの良いクラス分けによる少人数教育を継続する。
 - 日本史学科では、ゼミで個々の学生の能力にあった指導方法を踏まえ研究の基礎的作業を充実させ、資料調査能力及び論文執筆能力などの研究能力の向上を図る。
 - 社会情報学科では、きめ細かな指導を行うとともに、より実践的・能動的な教育の深化を目指し、新聞データベースの継続活用により1年次の「基礎ゼミ」、2年次の「専門ゼミ」の内容の充実に努めることにより、学生の課題探求能力を高める。
 - 健康栄養学科では、健康科学の知識及び実践を必要とする現場への即応力向上を目指し、機材や機器の使用法及びその目的を熟知させるよう指導することにより、実験・実習の内容を充実させる。
 - 改善されたシラバスが適切に機能しているかどうかをチェックする。また、履修モデル未作成の学科に作成を促し、全ての学科で履修モデルを作成する。
 - F Dに対する取り組みの機運を全学でさらに高め、本学の教育力のアップにつなげるため、①前期・後期末2回の授業評価アンケートの実施、②英語英文学科による授業改善ワークショップの開催、③F D研修会の実施、④新人研修会の実施、⑤全学の公開授業科目の設定により、F Dに対する認識を深め、授業の改善をおこなう。
 - 認証評価や外部評価の指摘を生かした教育方法の改善体制の構築に向け、本学が受けた認証評価の内容を点検し問題点を見直すとともに、次期認証評価に向けた準備を行う。
 - 授業の到達目標や成績基準を明確にするための客観的な評価システムの導入に向け、5段階評価に係る内容及び導入是非の検討を行い、現行の4段階評価から5段階評価への移行についての具体的な方向性の整理を行う。
 - 学習到達目標が明確になるように、在学期間中の履修状況を容易に確認できるよう2年分のシラバスをホームページに掲載する。
 - 学ぶ意欲があるにもかかわらず就学を続けられない学生の数を可能な限り少なくするため、教育指導方法の改善や本学独自の奨学金貸付制度の見直しなど、前年度の検討結果を基に対策の具体化を図る。

(3)教育の実施体制の充実

①教員の配置

- ・ 適切な教員配置を維持するため、自己評価改善・SDFD委員会委員を通して各学科の教員配置が適切な教員配置であるかを自己点検し、改善点を摘出する。
- ・ 外部有識者による講義科目として開設されている「総合教養講座」の内容を再検討し、内容をより充実させるよう工夫を凝らすため、引き続き学生の受け取り方を調査するなど「総合教養講座」の課題点などを分析するための方法を検討する。

②教育の質

- ・ 教育の質の向上及び教育方法の改善のため、学科持ち回りの授業改善ワークショップを実施する。本年度は英語英文学科が担当する。

③教育環境

- ・ 学生の意見を取り入れて、本学の運営をより適正なものに改善するため、前期・後期の2回学生の声アンケートを実施し学生の意見を聞き、掲示によりすみやかに改善策を学生に提示する。
- ・ 施設設備を良好な状態で維持するため、県発注の改修工事について施工者と学内の調整を行いスムーズな進捗を実現するとともに、次年度に向けた調査の実施と予算の確保を図る。
- ・ 講義演習等に必要な機器類等の点検・整備を全学規模で実施し、不足の部分を早急に改善するとともに、課題のある設備や施設の改善を進める。
- ・ 講義・演習だけでなく大学全体の教育環境の整備に努め、適切な維持管理と定期的な点検を行い、計画的な更新・整備の実施を図る。
- ・ 本学の基本理念及び講義内容に即した図書・資料の充実を図るため、現在の学科推薦図書にかかる購入費の増額を図り、学科配分に加え特別テーマ分の図書を充実する。
- ・ 教育環境の充実のため、図書館の土曜、日曜開館をめざし、図書館職員の増員等を含む新たな人員体制を整備するとともに、土曜開館時における校舎全体の管理体制の整備（通常警備・除雪、緊急時対応等）を行い、22年度以上に規模を拡大して土曜日開館の試行を行い、問題点等を精査する。

(4)学生の確保

- ・ 入試や学業成績に関する調査結果などを参考に、各入試方式の見直しや募集要項の検討など、入試のあり方についての検討を継続的に行う。

- ・ 高校訪問を更に精選し、実際の入学志願者増加へ結びつけるよう改善を施すため、高校訪問のあり方や高校訪問の地区分けを再検討し、訪問地区や訪問高校の適切な選択を行うほか、夏休みや冬休みに在学生の出身高校に学生特使を派遣する。
- ・ オープンキャンパスの一層の充実と参加者の増加を図るため、参加者アンケートの結果などに基づき、継続して開催時期や実施内容を見直す。
- ・ 入試情報をより効果的にかつ広く提供するため、情報提供媒体等の精査を行う。
- ・ 本学の魅力を適切に発信するため、前年度までの広報活動内容を検証のうえ、①本学紹介ビデオの活用による本学の魅力・特色のアピール、②入学志願者の増加及び優秀な学生の確保に資する大学案内の作成、③本学の教育・研究・地域貢献等の情報のホームページによる発信と掲載コンテンツの充実など、情報発信媒体の充実及び有効活用に基づく広報活動の更なる強化を図る。

(5) 学生支援の充実

① 学習支援

- ・ 学生に対してきめ細かな指導・助言を行うため、22年度の制度点検で確認された、オフィス・アワー制度と同等以上の指導助言態勢の継続に努め、学生支援の充実を図る。
- ・ 学生の意見を取り入れて本学の運営をより適正なものに改善するため、後期の適切な時期に理事・学生懇談会を実施し、学生の意見を聞くとともに、各期1回開催の必要性について検討する。
- ・ 学生が自主的学習を積極的に行えるための自習施設確保について検討を行う。
- ・ 入学生の学力差の解消を目指し、学力差の具体的な把握方法を検討し高大接続授業のあり方について検討を行う。
- ・ 冬季期間（12月～2月）における学生の通学利便性の向上を図るため、スクールバスの22年度試行実績及び学生アンケート調査結果を検証し、恒常的な運行体制を確立する。

② 生活支援

- ・ 学生の学習支援・生活支援を行うため、オフィスアワー制度・担任制度・学生アドバイザー制度の各制度の内容を精査し、一体的に運用するための制度のあり方について検討を行う。

- ・ 学ぶ意欲があるにもかかわらず就学を続けられない学生の数を可能な限り少なくするため、教育指導方法の改善や本学独自の奨学金貸付制度の見直しなど、前年度の検討結果を基に対策の具体化を図る。(再掲)
- ・ 学生の健康管理・メンタルヘルス支援体制を整備するため、学生相談室の改善策の具体化を図る。
- ・ 学生生活全体を支援する体制を整備するため、大学と学生自治会との意見交換会を開催する。

③キャリア支援

- ・ キャリア支援センター機能の充実を図るため、①キャリア形成のための各種講座等の開設、②アンケート分析を通じた改善点の点検、④ジョブサポーター制度等を活用した就職活動支援などにより、キャリア支援策の構築およびキャリア支援センターの人員体制の充実を図る。
- ・ 就職希望者の就職率 100%を目指し、求人企業の新規開拓のための①企業アンケート結果に基づく支援プログラムの見直し、②企業訪問、③求人企業開拓学生指導員の設置を行う。
- ・ 編入学対策を強化するため、編入学英語対策特別指導員を継続して設置するとともに、小論文指導のあり方を検討し、編入学希望者の合格率の向上を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準の向上及び研究の成果の発信

- ・ 国語国文学科では、教員・学生・卒業生を結んだ学科の情報発信源の充実を目指し、学生運営委員を各学年若干名ずつ選び、責任のある役割を与え教員とともに学会運営に与させるとともに、「米沢国語国文」40号を発刊する。
- ・ 英語英文学科では、各教員のそれぞれの専門分野で個々の研究を充実させるため、学会発表、学会誌などにより広く研究成果を公表することに努める。
- ・ 日本史学科では、学会誌「米沢史学」を更に充実させ、地域との連携を密にした史学研究、教育の情報源としての機能の向上を図るため、「米沢史学」第27号の発行及び公開講演会の開催を通し、研究成果の発信と地域貢献を行う。
- ・ 社会情報学科では、地域の諸課題に対応した研究を行い、その成果を地域に還元することを目指し、地域活性化や産業活性化に関し調査研究し、地域が抱える課題の発掘を積極的に行い、関係諸機関と連携して実践的な研究を展開する。

- 健康栄養学科では、健康科学に関連した教員個々の研究に取り組み、その成果を広く地域・社会に拓いていくため、①健康に関わる各研究分野で相互に協力して研究水準向上と地域貢献の推進とともに外部資金の獲得に努め、②地域産物の生理活性の考究を行い、③食品、生涯にわたる健康状態の把握と食育・健康教育の領域において地域課題の整理、調査・研究、成果を発信することにより、地域課題に密着した研究を推進し、研究水準の向上と地域への成果発信に努める。

(2) 研究の実施体制の整備

- 若手研究者の育成を目指し、若手研究者の優れた研究に係る出版や共同研究等への助成などにより、外部資金獲得準備を支援する。
- 施設設備の良好な状態の維持のため、22年度調査に基づく計画的な改修・整備を実施するとともに、次年度に向けた調査の実施と予算の確保を図る。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域貢献の推進に関する具体的方策

- 地域が本学に求めているニーズに係る的確な把握方法を検討のうえ実施する。
- 地域貢献にかかわる共同研究事業として有益なものを複数採択し、事業費の配分並びに事業執行の援助を行うことにより、教員の専門分野を生かし地域が求めるものを題材とした共同研究を積極的に支援する。
- 県民ニーズに即した公開講座や、学生が主体となる「こども大学」を開催し、地域に対する学習機会を提供する。
- 単位互換可能な他大学・学部との連携体制を構築するため、現行「コンソーシアムやまがた」の単位互換制度の積極的な利用の促進と、その効果の検証を行い、現行の問題点の整理と対策案を策定する。
- 高大連携を促進し相互交流を一層活性化させるため、問題点把握のために連携校への聞き取り調査等を実施し、現行の問題点の再検討及び新たな体制作りを検討する。
- 教員の研究成果の発表の場としての生活文化研究所機能の充実及び更なる地域との連携により開かれた研究施設を目指すため、生文研活動についての教員からのアイデア・要望等の調査を行う。

(2) 国際交流、国際化の推進に関する具体的方策

- 「海外語学実習」の充実に向け、実習内容の見直しや実習科目名等についての検討を行うとともに、実習実施を全学生に周知し、安全かつ実

り豊かな実習となるように十分な事前指導を行い、実習中の学生支援の充実を図る。

- ・ 海外研修制度を確立するため、制度を具体的に実現するための要綱の策定を行い、海外研修制度構築のための諸問題を検討する。
- ・ 地域の国際化に積極的に協力するため、本学外国人講師による公開講座等を開講する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 全学的な運営体制の構築を行うため、定期的な検討の機会を設け問題点の把握に努めるとともに、全学的運営体制について教育研究審議会及び経営審議会はもとより、若手教員を中心とした将来計画検討会を設置し検討を行い、中期目標の実現に向けた学内での検討を活性化させる。

2 教育研究組織の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 教育研究体制の改善・充実を図るため、自己評価改善・SDFD委員会委員を通して各学科に現在の教育研究体制の環境についての意見集約を行い点検する。
- ・ 教育研究体制の向上を図るため、自己評価改善・SDFD委員会委員を通して各学科の教育研究体制が適切であるかどうかを自己点検して改善点を摘出する。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 人材の確保

- ・ 優れた人材を確保できる任用形態の構築に向け、教育研究審議会や総務会の人事担当を中心に検討を行うとともに、任用関係の諸規程を点検する。
- ・ より適切な公募制度を構築するため、総務会で協議のうえ具体案の策定及び公募要件の精査を行い、優れた教員確保に努める。

(2) 業務評価制度の構築

- ・ 適切な業務評価制度の構築に向け、本学に適した具体的な制度設計及び運営に向けた協議・検討を行う。
- ・ より適切な昇任制度の確立を目指し、総務会において全学の職階についての検討を行い、昇任人事について全学の実態を調査し、問題点があれば改善する。

- ・ S D活動により本学教職員の諸能力の向上を図るため、ハラスメント防止講習会、A E D救急救命研修を実施するほか、その他の研修内容についても検討する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ・ 事務組織の改革案について、より効率的な事務組織の構築を目指して教員も交えて討議し、自己評価改善・S D F D委員会委員を通して各学科から事務局組織の改善点を指摘してもらい、それらを精査して改善に資する。
- ・ 各種S D・F D研修会への参加情報を全学に発信し、積極的な参加を図る。
- ・ 規程類や業務方法の随時見直しにより、事務組織の効率化について継続的に改善を図る。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 外部研究資金の獲得

- ・ 教員と学外協力者で行う共同研究で外部資金獲得を目指す基礎的研究に積極的に支援し資金獲得を目指すため、実績のある他大学等から講師を招いて資金獲得のためのノウハウを学ぶ機会を設けるとともに、外部資金等に申請する教員等を対象に外部資金獲得のインセンティブとなる助成を行う。

(2) その他自己収入の確保

- ・ 授業料、入学料等の支払遅延者に対し適宜督促・指導等を行い確実な納付を図り、財政基盤の安定を図る。
- ・ 多様な収入の確保の一環として、外部資金の間接経費の徴収に係る具体的な検討を行う。

2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置

- ・ 経費の節減に努めるため、省エネ・リサイクル対策を実施するとともに研修会を開催し、職員の意識高揚を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 資金の安全かつ効果的運用に努めるため、短期の定期性預金での運用を行うなど、余裕資金の運用による収入の増加を図る。

第5 自己点検、評価及び情報の提供等に関する目標を達成するためにとるべき

措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・ 認証評価や外部評価の指摘を生かした総合的な改善体制の構築に向け、本学が受けた認証評価の内容を点検し問題点を見直すとともに、次期認証評価に向けた準備を行う。

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

- ・ 大学運営の透明性を確保するため、ホームページ上で、財務諸表、中期目標、中期計画、年度計画、外部評価結果等の法人情報を公表する。
- ・ 本学の魅力を適切に発信するため、前年度までの広報活動内容を検証のうえ、①本学紹介ビデオの活用による本学の魅力・特色のアピール、②入学志願者の増加及び優秀な学生の確保に資する大学案内の作成、③本学の教育・研究・地域貢献等の情報のホームページによる発信と掲載コンテンツの充実など、情報発信媒体の充実及び有効活用に基づく広報活動の更なる強化を図る。（再掲）

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ・ 安全・安心な教育研究環境を維持するため、衛生委員会の職場巡視により職場環境の改善をおこなうとともに、事故・災害等の発生に備えた危機管理マニュアルの点検を行い有事を想定した実践的な訓練を実施する。

第7 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成23年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	407,786
補助金等収入	0
自己収入	315,106
授業料等収入	299,929
その他の収入	15,177
受託研究等収入	660
前年度より繰越	2,000
計	725,552
支出	
業務費	637,619

教育研究経費	80,203
人件費	557,416
一般管理費	87,933
受託研究等経費	0
計	725,552

2 収支計画（平成 23 年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
費用の部	728,854
業務費	617,069
教育研究経費	59,653
受託研究費等	0
人件費	557,416
一般管理費	87,933
その他費用	825
減価償却費	23,027
収入の部	728,854
運営費交付金収益	407,786
補助金等収益	0
授業料収益	224,017
入学金収益	63,420
入学考査料収益	12,492
受託研究等収益	660
その他の収益	15,177
資産見返物品受贈額戻入	3,302
前年度より繰越	2,000

3 資金計画（平成 23 年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
資金支出	725,552
業務活動による支出	724,727
投資活動による支出	0
財務活動による支出	825
次期中期計画期間への繰越金	0
資金収入	725,552
業務活動による収入	723,552
運営費交付金による収入	407,786
補助金等による収入	0
授業料等による収入	299,929
受託研究等による収入	660
その他の収入	15,177

投資活動による収入	0
施設等整備による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期計画期間よりの繰越金	2, 0 0 0

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1億円（事業年度の年間運営費の概ね1月程度）

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

第11 山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

なし

(注) 中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることがある。

2 人事に関する計画

第3の3「人事の適正化に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

3 積立金の使途

なし

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし